

「区の花バラ」の協働植栽事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区と中央区内の企業等（以下「企業等」という。）、浦和レッドダイヤモンズ株式会社（以下「浦和レッズ」という。）、中央区バラサポーター（以下「バラサポーター」という。）が協働して実施する「区の花バラ」の協働植栽事業について必要な事項を定める。

(事業の概要)

第2条 前条に掲げた四者が協働し、浦和レッズが提供する「レッズローズ」を、プランター等を用いて区内各所に植栽し、管理・育成していくことで、各者の地域貢献活動及び「バラのまち中央区」のPRを図る。

(役割分担)

第3条 共通の役割として「バラのまち中央区」をPRする。

- 2 中央区は、本事業の公共性を担保し、事業全体を統括し推進するとともに、他三者の地域貢献活動をPRする。
- 3 企業等は、本事業に必要なプランター（PRボード付）等の物品や設置場所を用意するとともに、植栽後のバラの管理・育成を行う。
- 4 浦和レッズは、「レッズローズ」を提供する。
- 5 バラサポーターは、植栽時及びその後の管理・育成におけるアドバイスを行う。

(対象となる企業等)

第4条 中央区内に住所を有する事業所、店舗、販売店及び団体とするが、区長が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 対象から除外する業種又は事業者については、中央区PR協力店募集実施要綱第2条を準用する。

(企業等の参加申込等)

第5条 本事業への参加を希望する企業等は、参加企業等申込書（様式第1号）により区長に提出しなければならない。

- 2 参加企業等は、前項により提出した内容を変更し、又は参加を辞退する場合は、参加企業等変更（辞退）届（様式第2号）により、区長に届け出なければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。